

議案第 81 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年（2015 年）5 月 27 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例

宝塚市農業共済条例（昭和 42 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項中「（肉豚に係るものを除く。）」を削り、「法施行規則第 16 条第 1 項第 4 号」を「第 3 条第 2 項第 4 号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡（火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものを除く。）に係る通知については、この限りでない。

附 則

この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。